

令和2年 給与勧告の仕組みと今回の勧告のポイント

令和2年10月 川崎市人事委員会

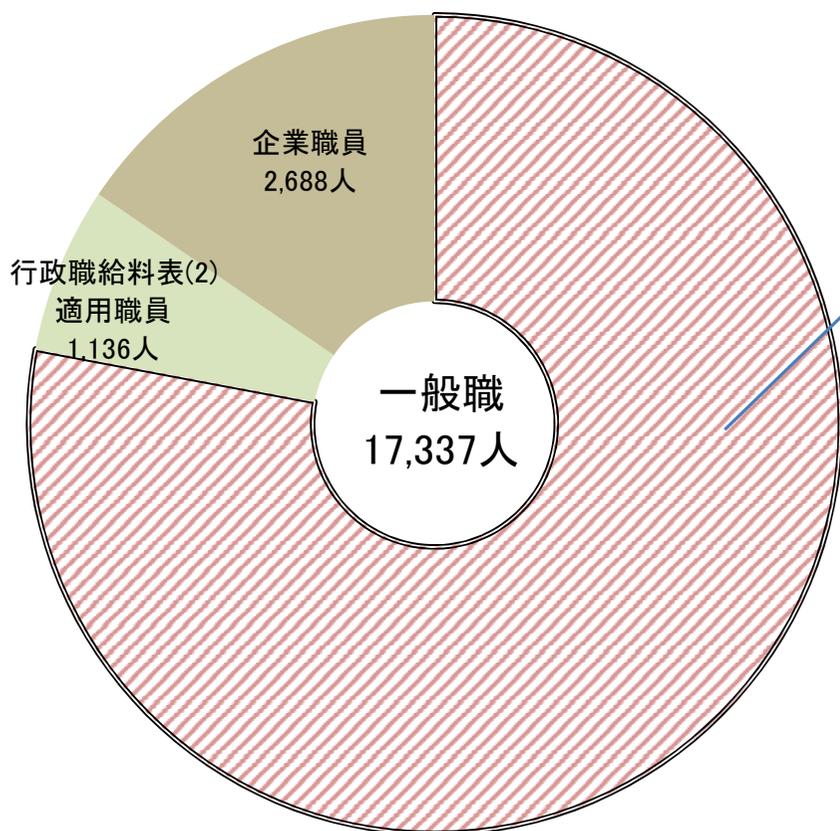
目 次

① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の流れ	2
③ 今回の勧告のポイント	3
④ 民間の特別給との較差	4
⑤ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(1)関係)	5

① 給与勧告の対象職員

川崎市人事委員会の給与勧告の対象となるのは、一般職の川崎市職員17,337人のうち、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を除く13,513人です。

企業職員及び現業職員は、職務の内容が民間の同種の事業に類似していることから、その勤務条件の決定方式について、他の地方公務員とは異なります。これらの職員は、団体協約締結権を含む団体交渉権が認められており、労使交渉によって給与を決定しています。



給与勧告対象

13,513人

・給料表別勧告対象職員数(令和2年4月1日時点)

給料表	職員数	職員の例
行政職(1)	5,988	一般の行政職員
医療職(1)	20	医師
医療職(2)	523	看護師、獣医師
大学教育職	24	看護短大教授
高等学校教育職	329	高校教諭
義務教育諸学校教育職	5,233	小中学校教諭
消防職	1,396	消防士
合計	13,513	

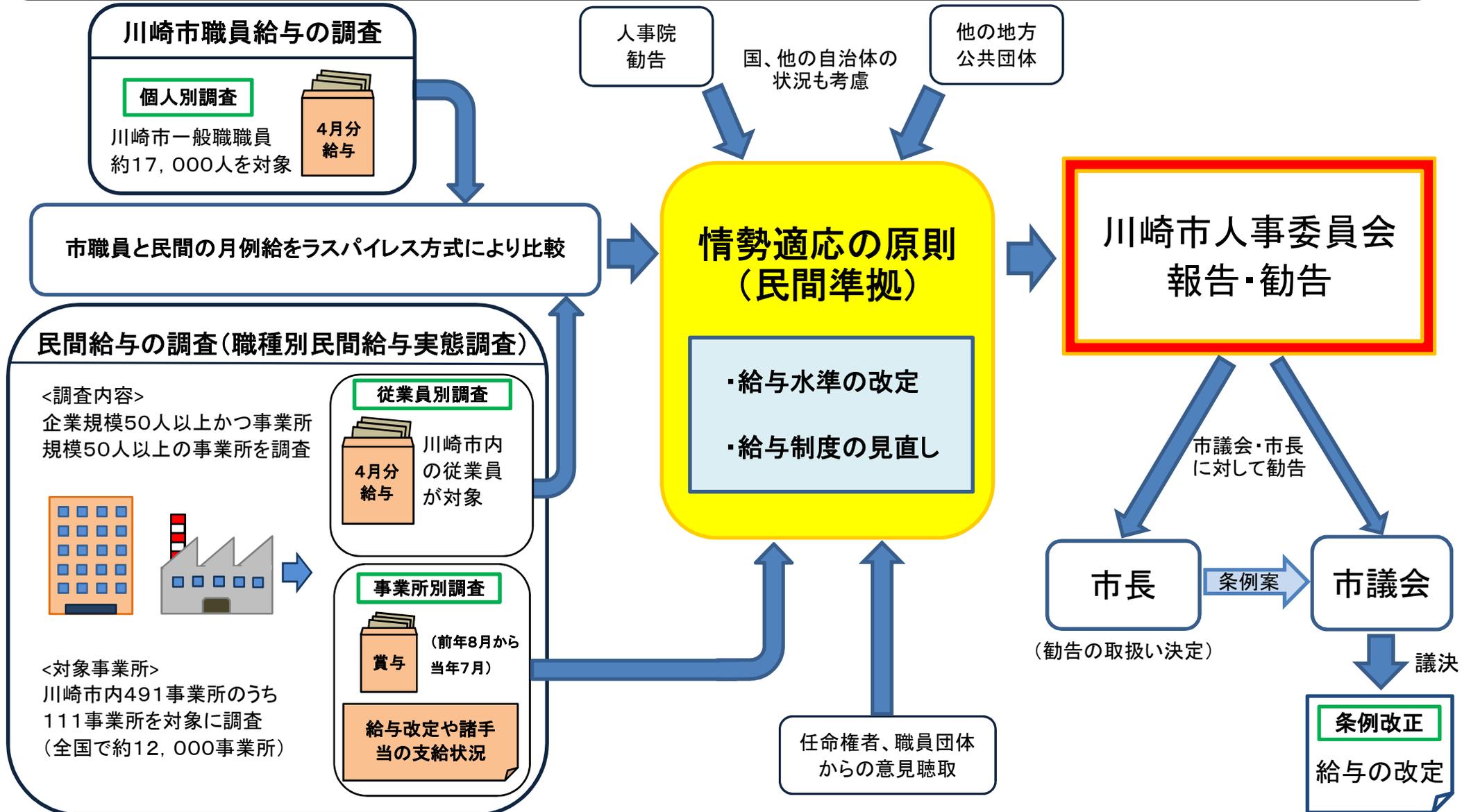
・勧告対象外職員

給料表	職員数	職員の例
行政職(2)	1,136	ごみ処理作業員

給料表	職員数	職員の例
上下水道企業職(1)・(2)	959	浄水場の職員
交通企業職(1)~(3)	445	市バスの運転手
病院企業職(1)~(4)	1,284	市立病院の医師
企業職員合計	2,688	

② 給与勧告の流れ

人事委員会では、例年、市職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。
また、期末・勤勉手当についても、民間の特別給(ボーナス)の前年8月から当年7月までの支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に市職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



③ 今回の勧告のポイント

1 民間給与との比較

期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、川崎市職員の期末・勤勉手当の支給月数 (4.50月分) が民間事業所の特別給(ボーナス)の支給割合 (4.45月分) を上回っている。

民間支給割合(A)	職員の支給月数(B)	差(A)－(B)
4.45月	4.50月	△0.05月

月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、別途必要な報告及び勧告を予定。

2 給与改定

期末・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月引き下げ、4.45月とする(現行4.50月)。

④ 民間の特別給との較差

期末・勤勉手当については、川崎市職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.50月分)が民間事業所の特別給(ボーナス)の支給割合(4.45月分)を上回っていることが判明した。

民間特別給

4. 45月

比較

川崎市職員

期末・勤勉手当

4. 50月

⑤ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(1)関係)

平成23年から本年までの川崎市の給与勧告の状況は下表のとおりです。

川崎市職員の期末・勤勉手当は、平成23年から増加又は据置きが続いていましたが、本年は、民間における特別給の引下げを図る動きを反映して、平成22年以来、10年振りに減額となりました。

勧告年	月例給		期末・勤勉手当		行政職(1)職員の平均年間給与	
	改定率	改定額	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成23年	△0.20%	△813円	3.95月	-	△13,000円	△0.20%
平成24年	-	-	3.95月	-	-	-
平成25年	-	-	3.95月	-	-	-
平成26年	0.29%	1,192円	4.10月	0.15月	80,000円	1.24%
平成27年	0.32%	1,310円	4.20月	0.10月	62,000円	0.94%
平成28年	0.13%	516円	4.30月	0.10月	49,000円	0.74%
平成29年	0.10%	387円	4.40月	0.10月	48,000円	0.72%
平成30年	-	-	4.45月	0.05月	21,000円	0.31%
令和元年	0.09%	377円	4.50月	0.05月	27,000円	0.40%
令和2年	/	/	4.45月	△0.05月	/	/

(注1) 表中「-」で記載されている箇所は、その年に月例給又は期末・勤勉手当の改定がなかったことを示します。

(注2) 表中斜線箇所は、月例給について、別途必要な報告及び勧告を行う際に公表予定です。